

岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク及び幟(以下「ロゴマーク等」という)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者は、岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)を岡崎市長(以下「市長」という。)に提出し、使用開始日までに使用の承認を受けなければならない。

(使用の承認基準)

第3条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者が岡崎市民、岡崎市に拠点のある企業、団体等又は岡崎市の魅力情報発信につながる活動等をしようとする者で、岡崎市シティプロモーションの推進に係る活動をするときは、ロゴマーク等の使用承認申請ができるものとする。

2 前項にかかわらず、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用が承認されないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認めるもの
- (2) 宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認めるもの
- (3) 岡崎市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(使用の承認)

第4条 市長は、承認申請書の提出があった場合は、その使用の目的が適當であると認めるときは、ロゴマーク等の使用の承認を決定し、岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によるロゴマーク等の使用の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の省略)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申請を省略できる。ただし、事前に総合政策部広報課との協議を必要とする。

- (1) 岡崎市が使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報のために使用するとき
- (3) その他市長が認めたとき

(使用の方法)

第6条 ロゴマーク等の使用に係る方法、制限その他必要な事項は、市長が別に定めるものとし、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

(是正の措置)

第 7 条 市長は、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請を行ったとき

(2) 承認の条件に違反したとき

(3) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認申請書

平成 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等を使用したいので、
次のとおり申請します。

1 使用物件 該当する全ての番号 に○を付ける	(1) ロゴマーク (2) 幟 (枚) (3) 幟用ポール (本) (4) 幟用スタンド (台)
2 使用目的 該当する全ての番号 に○を付ける	(1) ポスター・チラシ (2) 上記(1)以外の広報・印刷物 (無償 ・ 有償) (3) ホームページ (4) 記念品 (5) 商品 (6) その他 ()
3 使用期間	(1) ロゴマーク 平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで (2) 幟 平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで
4 使用方法	(1) 事業等名称 (2) 使用方法及び対象
5 担当者	(フリガナ)
	氏名：
	所属部署、役職名：
	電話番号： FAX 番号：
	E-mail：

使用方法がわかる資料を必ず添付すること。

様式第2号(第4条関係)

岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認書

平成 年 第 月 号
日

様

岡崎市長 内田 康宏 印

平成 年 月 日付けで申請のあった岡崎市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等の使用について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 使用物件
ロゴマーク
幟 (枚)
幟用ポール (本)
幟用スタンド (台)
- 2 使用期間
 - (1) ロゴマーク
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
 - (2) 幟
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 3 使用方法
 - (1) 事業等名称
 - (2) 使用方法及び対象
- 4 条件
 - (1) ロゴマークの使用に当たっては、要綱及びデザインマニュアル(色指定・使用規定)を遵守し、承認した目的、形態以外に使用しないこと。
 - (2) ロゴマーク等を使用する物品の表示、安全性に関する事項については各種法律に基づき、第三者に損害等を及ぼしたときは、使用者が全て責任を負うこと。
 - (3) ロゴマーク等を使用する際にかかる費用は、使用者が負担すること。
 - (4) 使用者がロゴマークを自己の商標や意匠とすることなど、独占的使用をしないこと。
 - (5) ロゴマークを使用した印刷物等を作成した場合は、印刷物等2部を広報課に提出すること。
 - (6) 申請内容を変更する場合は、事前に連絡すること。
 - (7) 申請内容を無断で変更した場合は、承認を取り消すことがあること。
 - (8) 幟は人目に触れる場所で使用すること。
 - (9) 幟を適切に管理していないと市が判断したとき、または、幟を汚損、破損等したときは、使用期間に関わらず、速やかに幟を返却すること。

(担当 総合政策部広報課 電話 23-6600)